

○厚生労働省告示第百七十一号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。
令和七年五月三十日
厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
Ⅰ (略)				Ⅰ (略)			
Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フイルムを除く。）及びその材料価格				Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フイルムを除く。）及びその材料価格			
001～006 (略)				001～006 (略)			
007 血管内超音波フローゾ				007 血管内超音波フローゾ			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) 近赤外線分光法機能付き				(新設)			
008～230 (略)				008～230 (略)			
231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム				(新設)			
232 鋳物由来非吸収性局所止血材				(新設)			
Ⅲ～Ⅴ (略)				Ⅲ～Ⅴ (略)			
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品 名 単 位 材料価格				品 名 単 位 材料価格			
001 (略)				001 (略)			
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S 適合品）				002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S 適合品）			
1 g				1 g			
11,763円				11,136円			
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S 適合品）				003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S 適合品）			
1 g				1 g			
10,454円				9,827円			
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）				004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）			
1 g				1 g			
10,549円				9,922円			
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）				005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）			
1 g				1 g			
10,538円				9,911円			
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）				006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）			
1 g				1 g			
3,299円				3,230円			
007～009 (略)				007～009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）				010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）			
1 g				1 g			
4,901円				4,785円			

011 歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上、インジウム 5 %未満 J I S 適合品)	1 g	<u>187円</u>	011 歯科鑄造用銀合金 第 1 種 (銀60%以上、インジウム 5 %未満 J I S 適合品)	1 g	<u>185円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上、インジウム 5 %以上 J I S 適合品)	1 g	<u>212円</u>	012 歯科鑄造用銀合金 第 2 種 (銀60%以上、インジウム 5 %以上 J I S 適合品)	1 g	<u>210円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>250円</u>	013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>249円</u>
014～069 (略)			014～069 (略)		
VII～IX (略)			VII～IX (略)		